

福祉施設の職場で就労を目指す学生を応援します！

社会福祉士修学資金 貸付制度

介護福祉士修学資金等貸付制度とは

この制度は、社会福祉士の資格の取得を目指す学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

社会福祉士養成施設^{※1}を卒業後、社会福祉士資格を取得し、岩手県内で3年間引き続き、相談援助等の業務に従事すると、貸付金の返還が全額免除になる制度です！

貸付内容

- 修学資金(月額)……………50,000円以内（半年ごとに半年分を交付）
- 入学準備金……………200,000円以内（入学年度初回に交付）
- 就職準備金^{※2}……………200,000円以内（最終回に交付）
- 生活費加算（生活保護世帯及び生活保護に準じる世帯が対象です。）

貸付額最大 85万円（※短期養成施設（修学期間が9か月）の場合）

貸付額最大 130万円（※一般養成施設（修学期間が18か月）の場合）

- * 上記金額を上限額として、希望額の貸付申請をすることができます。
- * 生活福祉資金貸付制度の教育支援資金や、国庫補助で実施されているその他貸付事業等との併用はできません。（本貸付と教育訓練給付制度の併用は可能です。）
- * 貸付けには連帯保証人が必要です。（連帯保証人の申請要件があります。）
- * 貸付けには審査があるので、希望額から減額となる場合や、貸付けをお断りする場合があります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3（ふれあいランド岩手内）

TEL：019-601-7022 Mail：sisetuka@iwate-shakyo.or.jp



※1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（「短期養成施設」又は「一般養成施設」）が対象です。専門学校（2年制）や大学（4年制）の社会福祉学科等は対象外です。

※2 既に福祉施設に就労しながら通信課程等を受講する学生で、資格取得後も同じ施設で就労し続ける場合には就職活動が発生しないため、就職準備金は貸付けできません。

貸付対象者

- (1) 社会福祉士養成施設（「短期養成施設」又は「一般養成施設」）に在学している方
- (2) 社会福祉士養成施設卒業後、岩手県内において相談援助等の業務に従事しようとする方
 - * 岩手県外の養成施設に入学予定の場合は、岩手県に住民登録がある又は入学の前年度に岩手県に住民登録がある方に限ります。
- (3) 次の(ア)又は(イ)に該当する方であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる方
 - (ア) 学業成績等が優秀と認められる者
 - (イ) 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

申請受付から審査、貸付金（初回分）の送金までの流れ

貸付申請者

岩手県社会福祉協議会

- 申請書類提出
在学している養成施設を通じて申請
- 借用証書等提出（県社協宛て）
通知が届いた日から30日以内に提出
※ 借受人（成人（18歳以上）の場合）と
連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。
※ 借受人の銀行口座情報が必要です。
- 貸付審査
● 貸付決定結果通知送付
※ 借受人・連帯保証人・養成施設それに本会から通知します。
- 貸付金交付
(初回は貸付決定額の半年分)



返還免除・返還

次のすべてを満たした場合、申請により貸付金の返還が免除となります。

- ① 社会福祉士の養成施設を卒業後1年内に社会福祉士の資格登録を行い、
- ② 岩手県内の福祉・介護施設等^{※3}で、
- ③ 社会福祉士（相談員等）として相談援助等の業務^{※3}に従事し、
- ④ 3年間^{※4}、引き続き当該業務に従事した場合。

- ▼ 当該業務に従事している期間は、申請により貸付金の返還が猶予（返還の開始が延期）されます。
- ▼ 社会福祉士養成施設を退学した（国家試験の受験資格を得られなかった、在学延長しなかった等）や、相談等の業務以外の業種に就職した、岩手県外の福祉・介護施設に就職したなど、返還免除の要件を満たさない場合は、貸付金を「返還」していただきます。
- ▼ 返還の場合、返還期限内に完済しない場合は、延滞利子を徴収することがあります。

※3 対象になる施設又は事業所、及び職種（業務内容）の範囲が定められています。

※4 社会福祉士の登録日又は業務従事開始日のいずれか遅い日から3年間（在職期間1,095日以上、従事日数540日以上）引き続き従事した場合、手続きにより返還が免除されます。